

《書評論文》N. T. ライト著
『義とすること——神の計画とパウロの展望』¹

評者 ガイ・ウォータース
訳：遠藤克則／日本語訳監修：坂井純人

リフォームド（改革派）系教会 [The Reformed church] は、刊行当時は英国ダラム主教で新約聖書学者の N. T. ライトの研究を感謝と懸念とをもって受け止めた。一方で、ライトは福音のナラティブの本質的な歴史性とイエス・キリストの死者からの身体的復活の双方を堅持しているものの、他方、彼は“パウロに関する新しい視座”の主な提唱者の一人である。彼自身はリフォームド伝統の系譜に連なると自認しているものの（『義とすること：神の計画とパウロの展望』205 頁）²、プロテスタントの宗教改革者たちの〈信仰のみによる義認の教理〉が基本的な点で新約聖書に不誠実であると批判している。もともと、懸念を覚えた読者たちはライト自身による“justification”の理解——キリスト者たちの行いに、彼らが義とされる根拠を担わせている——こそ新約聖書に反していると見ているのである。

2007 年に、ジョン・パイパーはライトによる“justification”に関する著作の

¹ 本稿は、Guy Waters, "Review: Justification: God's Plan and Paul's Vision", Reformation 21 (June 2009) <http://www.reformation21.org/shelf-life/justification-gods-plan-and-pauls-vision.php> の全訳である。著者と英語原文の著作権所有者からは、日本語への翻訳と『福音主義神学』誌への邦訳の掲載許可をいただいた。深く感謝したい。

² "The New Perspective on Paul" ed. Bruce L. McCormack, *Justification in Perspective: Historical Developments and Contemporary Challenges* (Grand Rapids: Baker, 2006), 248 も参照のこと。

数々を広範に研究し分析した書物を刊行した³。懸念を抱くその他の読者たちと同様に、パイパーはライトによる“justification”論は、新約聖書の義認論から逸脱していると結論した。ライトが『義とすること——神の計画とパウロの展望』(N. T. Wright, *Justification: God's Plan and Paul's Vision*.) においてパイパーによるかかる批判を意識していることは、その前書きの最初の一文からも明らかである。曰く、「私がジョン・パイパーの著書『義認の未来：N. T. ライトへの一応答』のことを聞いたとき、私は二つの考え方の狭間で板挟みになった。」(同書 vii 頁) と。

『義とすること——神の計画とパウロの展望』(以下、『義とすること』)のことを、パイパーの応答に対する再応答でしかないと思ふことは不当であろう。もし、パイパーがライトの刊行物群について行ったような慎重な精査と同様のものを本書に求めるならば、そのような人は期待が外れたと感じることだろう。『義とすること』において、ライトはその他の批評者たち——ある者たちは名前が言及されるが、多くの場合はその名が伏せられている——にも応答している。しかも、ライトは“justification”のことを、パウロの義認論に関する彼自身による総合的神学と釈義による言説であると考えている。また、彼は“justification”に関しては、他の刊行されたもので既に発言したものと本質的に違ったことを言おうとは思わないと書いている(同書 xi 頁)。

この書評で、私たちはライトの現時点での“justification”論に対して三つの問題提起を試みる。つまり、歴史的にみて、プロテスタント宗教改革者たちによる使徒パウロの義認論の説明をライトはどのように評価しているのか？ 釈義的にみて、新約聖書が説く“justification”とは何であって信者は如何に“justified”となるとライトは理解しているのか？ 神学的にいて、“justification”はキリストの御業とすべての信徒に求められているよい業とに如何に関連しているとライトは考えているのか？ これらの課題を取り上げていくにあたって、私たちは同時にもっと基本的な問題を検討することになる。

それは『義とすること』は、ライトによる従来の刊行物での言説を多少なり

³ John Piper, *The Future of Justification: A Response to N.T. Wright* (Wheaton, Ill.: Crossway, 2007).

とも修正しているのか、ということである⁴。パイパーたちによる批評を念頭に、ライトが立場を変えた兆候があるのか、ということである。

ライトの古い視座と新しい視座への評価

宗教改革の流れをくむ側からの批評に対するライトの応答は、その基本的立場には変更がないとはいえ、年月を重ねるにつれて、その用語を修正してきている。『義とすること』において、かかる修辞上の変化が見られる領域の一つは、ライトがパウロに関する新しい視座と古い(つまり、宗教改革の)視座との双方に言及する際のものである。より初期の著作群において、ライトはE. P. サンダースやジェームズ・ダンといった新しい視座の提唱者たちの著書に対して基本的に共鳴していた。たしかに、基本的な同意の枠内で、ライトによるサンダースへの異論もあった⁵。しかし、ライトが古い視座について論じたときには、殆どは新しい視座との比較において否定的に扱ったものだった。

『義とすること』において、ライトはしばしば古い視座と新しい視座との枠を超越するのだと論じる。そして、古い視座も新しい視座もパウロのガラテヤ書3章29節における結論を適切には説明できていないと示唆している(同書20頁)。ピリピ書3章6節を解説する際には、ライトは「双方の視座の向こう側」(同書123、Cf. 110頁)と自らが表現する立場に訴えている。

したがって、ライトは古い視座と新しい視座とのことを相互補完的でありつつもパウロの教説の説明としては統合されないものとして描く。例えば、創世記1-3章にはアブラハム契約によって解決されるといわれる二つの問題があると言う。ライトによれば、この二つの問題(「人間の罪とその結果としての人

⁴ これについては、特に以下を参照のこと。N.T. Wright, "Justification: Its Biblical Basis and Contemporary Relevance" in ed. Gavin Reid, *The Great Acquittal: Justification By Faith and Current Christian Thought* (London: Collins, 1980), pp.13-37; *What Saint Paul Really Said: Was Paul of Tarsus the Real Founder of Christianity* (Cincinnati: Forward Movement Publications/Grand Rapids: Eerdmans, 1997); "The Letter to the Romans," pp.393-770 in ed. L.E. Keck, *The New Interpreter's Bible*, Vol. X (Nashville: Abington Press, 2002); *Paul in Fresh Perspective* (Minneapolis: Fortress 2005); and "The New Perspectives on Paul."

⁵ 例えば、右記を参照のこと。What Saint Paul Really Said, pp. 18-20.

間社会の破壊)は古い視座でも新しい視座でも各々が取り上げられているとされる(同書 112、Cf. 97-98 頁)。パウロによるエペソ人への手紙は「救う恵み」と「キリストにおける全人類の予行的な統合が、神が全世界をやがて統治されることのしるしであること」の両方を説いている、と(同書 27 頁)。ライトは、また、エペソ書には創世記 1-3 章における二つの問題を解決する二つの解答があるとも主張する。そして、もし宗教改革者たちが エペソ書における「ユダヤ人と異邦人との調和」という課題に心を砕いていたならば、「新しい視座は そのとき その場所で 始まっていたであろう。」(同書 28 頁)と続けるのである。ローマ書 3 章 28 節に言及して、ライトは「さあ、新しい視座とか古い視座という区別を超えて行こうではないか。そのいずれもパウロが実際説いていたことの不可欠な部分なのだから。」(同書 186 頁)と結論付ける。エペソ書に関する釈義上の議論をしめくくって、ライトはこう書いている。「[私たち]は[パウロの文脈内での]“justification”の神学の深遠な整合性を提示した。なお、その神学には“古い視座”がより大きな枠組みのなかで本当は言おうとしてきたことの全て含まれていて、“新しい視座”の諸側面からも示唆を受けつつ、それを大いに超えて行くのである。」(同書 118 頁)と。

であれば、ライトは古い視座に共鳴するようになったということであろうか。この問いに答えるためには、『義とすること』には、ライトが古い視座との関連では自分自身をどのように捉えているかについて、はっきりと区別される最低でも三つの論点があることを覚えておく必要がある。

一つ目の論点は、私たちがさしずめ“ルターへの異論、カルヴァンへの同調”とも呼べるものである。ライトは「もしも啓蒙時代以降の二百年にもわたって優位にあったのが(ルター派ではなく)リフォードのパウロ観と律法観であったのなら、“新しい視座”は不要であったか、別の形になっていたことであろう……。」(同書 53 頁)と書いている。更にライトは、リフォード伝統では旧約の下でのイスラエルには「生き方としてのトーラー」が民に下賜されて、その民と「神が既に契約を結ばれ、そして、彼らを奴隷状態から救われた」(同上)ことが認識されている点を評価している。その点こそが E. P. サンダースが紀元一世紀のユダヤ教は律法主義的ではなかったと論じた際に主張したかったことだとライトは言う(同書 53-54 頁)。

しかし、E. P. サンダースの“契約遵守主義 [covenantal nomism]”とカルヴァンの(贖われたイスラエルが生きると神が示された指針としての)律法理解との親近性を主張することは間違っている。サンダースは一世紀のユダヤ教は律法主義的ではなく恵みの宗教であったと論じている。カルヴァンは旧約の宗教は全く恵みの宗教であったとしながらも、新約聖書によれば紀元一世紀のユダヤの宗教はそれからいくつかの重要な点で離れていたと理解した。紀元一世紀のユダヤ教は本質的に律法主義的な宗教だったと。サンダースの“契約遵守主義”とカルヴァンの旧約における律法理解とを同一視するのは、リングとオレンジを並べるようなものと言える。

ライトによる古い視座理解の二つ目の論点は、“ルターそしてカルヴァンへの同調”と呼ぶことができる。『義とすること』の結論部分でライトはその提示するものにおいて「宗教改革の伝統が最善の状態で力説したもののなかで、失われたものは一つもない。」と言う(同書 219 頁)。一見すると、ライトは宗教改革の神学の根幹部分をすべて温存していると信じているように見える。

しかし、ライトが宗教改革を好意的に評価する表現には制限があることが、三つ目の論点から浮かび上がって来る。それは“ルターそしてカルヴァンへの異論”とも呼ぶことができる。ライトはとりわけ宗教改革者やその末裔たちがパウロについて歴史を無視して読んでいるとして狙い撃ちにす。この点において、彼らは“非ユダヤ化され非契約化されたパウロ”を生みだした“西洋の伝統”の傾向を共有している(同書 172、212 頁)と言うのである。例えば、“転嫁された義”の教理は、「中世における課題に対する宗教改革の応答であり、中世的な表現そのものに問題の一端があった。」(同書 187 頁)とする。“義”という聖書の言葉に関して、新しい視座への保守的な批判者たちは「彼らの議論の対象である聖書やユダヤの宗教の背景を考慮に入れていない」(同書 177 頁)とも書いている。そして、ライトは、アリストター・マクグラスによる以下の評価を肯定的に引用している。「“義認論”は、教義学においてはパウロの起源から相当離れた意味を持つようになった。」と(同書 60 頁)。それが意味することとは、ライトによれば「アウグスチヌスの頃より、“justification”と呼ばれてきたものを巡っての議論は、複雑に絡まってはいても、パウロが説いていたこととの関連では、究極的には本質的ではないものを産みだして来た。」(同書 60

頁)と。“パウロ本人のユダヤ的思考構造”を軽視したことで、ルター派やリフォームド両陣営のパウロ書簡の読者たちが、パウロを誤って理解するようになり、ローマ書 4 章全体を誤読するようになったのだというのである(同書 191 頁)。

要約すると、ライトの宗教改革者たちへの姿勢は一次元的ではない。彼にはルターとカルヴァンに対して、制限された賛辞と厳しい批判との両方を表明することが出来る。では、ライトにとって、これらの論点は相まって如何なる意味を持つのだろうか。“justification”に関する宗教改革の本質を自分は堅持しているのだとライトは主張する。そして、彼は宗教改革の本質から彼が不純物と考えるものを取り除いたのだと信じている。宗教改革者たちの教説がひとたびこのように修正されるなら、古い視座と新しい視座は総合されて、使徒パウロをより深くそして首尾一貫して読むことができるようになるのだとライトは訴える。しかし、問題は、ライトがこの主張を『義とすること』で証明しているか否かということである。我々は、ライトがどのようにパウロの説く“justification”を解釈しているのかを考察していくことで、その主張を吟味することにしよう。

ライトと“justification”——その背景

『義とすること』においてライトがどのようにパウロの説く“justification”を解釈しているのかを彼の従来の著作群と比べるならば、彼のパウロ理解には基本的に変更がないことに気が付く。しかし、大切な岐路においては、その教説を神学的かつ釈義的に展開したり強化したりしている。これらの教説強化こそが、パイパーたちがライトによる“justification”に関する考えに対し、懸念を抱いたことを裏付けるのである。

ライトによる“justification”に関する教説の構造は、彼が 1997 年に上梓した『聖パウロは本当は何を言ったのか (What Saint Paul Really Said)』で提示したものと本質的に同じである。パウロにおける“justification”には三つの背景があるとされる。第一に、“justification”には法廷にその背景がある、と。“justification”という表現(“義”)は、正当性主張の表現である。特に、ある人物の“justification”における“義”とは「法廷がその人物にとって有利な判断をし

た際にその人物が享受する法的な地位」である。その用語が意味するのは“無罪判決”あるいは“正当性の主張”である。それが意味するのは「判決を勝ち取るようになった」「行動で示された……道徳的な振る舞い」(同書 69 頁)ではない。“justification”にとって大切なのは「地位 [status]」であって「品性」(同書 70 頁)ではないのである。

第二に、“justification”は神のアブラハムとの契約にその背景がある、と。この契約の目的(それはパウロが「ユダヤ人のメシアであるイエスを念頭に……再考したものである」)は、「この世界から罪を取り除いて、新しく創造すること」(同書 75 頁)ある。これを念頭において、ライトは、古い視座と新しい視座との双方の関心事(「罪と人間社会の破壊」)は正当なものであると見なしている(同書 78 頁)。

第三に、“justification”は終末論にその背景がある、と。パウロにとって「イスラエルが神に対してイスラエルとこの世界のために願い求めたことを、神はイエスになさった。それはイエスに死を通過させて、やがて来る時代の生命へと導くことによって……。新しい世界が樹立されたことを意味する……。神のアブラハムへの約束は成就したのである!……イエスはその正当性が証明された。……そしてイエスに属する全ての者にも無罪判決が下ったのである。」(同書 80 頁)“justification”が終末論的であるゆえ、私たちは現在(=既に)と未来(=まだ～ない)の両方の無罪判決——“justification”における——を語らなければならないのである(同書 81 頁)。

これらの三つの背景のそのまた背後には“キリスト論”(つまり、メシアであり神の御子であり主であるイエスのご人格と御業)が横たわっている、と(同書 81-82 頁)。“justification”が“キリストにある”のは、メシアこそが「そのお方において神の民が統合され、そのお方について妥当することがその民についても妥当する」(同書 82、Cf. 64、81、53 頁)ことと同じ意味である。イエスこそが「忠実なイスラエルであり、そのお方を介して一つの[契約的な]計画がついに進展する。」(同書 83 頁)イエスの死と復活は、そのお方の民のためであった。イエスは「その民を代表する。彼らの為に身代わりとなり、彼らが受けるべきだった死を担われた。それによって彼ら自身が苦しむことがないようにと。」(同書 84 頁)イエスの復活が、彼の“正当化主張(無罪判決)”ある

いは“justification”であった。

復活されたイエスはその御霊を彼の民に注ぎ出されて、彼らは「神の宣言によって既に彼らがそうされているような状態に実際になるのである。」(同書 85 頁) 裁きの日には、イエスとその民の上に最終的な“justification”の判決の宣告をされる。そして、この判決は「現在の信仰を基準として下される」が、「その行った業にしたがって」公布されるのである(同書 86 頁)。

ライトは、キリスト者の中での聖霊の働きにも“justification”における役割を認めようと努めている。ライトは“justification”の教説は「三位一体的な構造」であり、信仰者の「イエス・キリストへの信仰には、聖霊により頼むことが含まれる」(同書 85 頁)と説いている。そして、彼によると、宗教改革の義認論の欠陥の一つは、聖霊の働きを十分に強調しなかったというものである(同書 211-212、208-209、Cf. 85-86 頁)。

しかしながら、ライトの見解に対してはいくつかの疑問も生じる。“justification”における“義”とは一体何を指しているのか？ それがイエス・キリストのみ業との間にどのような関係があるのか？ それは今、一人の人間の“justification”との間にどんな関係があるのか？ キリスト者に内住する聖霊によってなされた業が、将来その人の“justification”にどんな関係があるとライトは理解しているのか？ ライトが“justification”自体の宣告についてどう理解しているのかに更に焦点を合わせていくことによって、私たちはこれらの疑問への答えを見出すことが出来るだろう。

ライトと“justification”——現在における判決

ライトにとって、“justification”とは現在と未来の双方のこととして理解されるべきものである。それを二つの別々の判決としては理解することを好まない。むしろ、彼にとって、現在の判決とは未来の判決があらかじめ宣告されたものである(同書 x 頁)。したがって、「現在の判決とは、未来の判決がそれに合致するという確信を与えるものなのである。」(同書 223 頁)では、まず現在の“justification”について、次に、未来の“justification”について検討しよう。

従来の著作群と同様に、ライトは宗教改革の〈*imputed righteousness*〉の教理は、パウロに対して不誠実であると主張する。現在の

“justification”では、信仰者はキリストとの結合において正当であるとの判決あるいは無罪判決という法的地位を与えられるが、イエス・キリストから転嫁された功績が与えられるのではない、とする。むしろ、“justification”における「神の義」とは神がアブラハムと結ばれた契約に対する忠実さ[faithfulness]である、と(同書 45-52 頁)。また、「神の義」とは、キリストからの転嫁された義ではない、とする。もしそうだとしたら、“justification”の義とは、イエスの品性と偉業と功績に関する「道徳的な義」ということになってしまう、と。ライトによると、そのような主張をすることは、“justification”の持つ法廷的性格に根本的に抵触し、“justification”における義の位置を誤解することになるというのである。

“justification”における義は、ステータス(地位)のみから構成されるのであって、それはイエスが無罪とされたように信仰者も同じ無罪判決の地位を共有するのである、と(同書 71、189 頁)言う。このことをライトは「編入[incorporation]による“justification”」と呼ぶ(同書 206 頁)。ここにおいて、私たちはカルヴァンの理解した“justification”とライトの理解する“justification”との相違に注目することができよう。カルヴァンによれば、信仰者は——キリストとの結合[union with Christ]において——ひとえにキリストからの転嫁された義によってのみ義と認められる[“justified”]のだが、他方、ライトによれば、確かに信仰者はキリストとの結合において義とされる[“justified”]のであるが、それはキリストから転嫁された義によるのではないとされる。それにもかかわらず、ライト本人は、彼の見解は〈*転嫁された義*〉の教理そのものだと言うのである。曰く、「キリスト者がその法的地位を保持しているのは、その所属のゆえであり、その者が編入されていることのゆえである。これこそがパウロの示した偉大な真理であって、“キリストの義の転嫁”というパウロにおいては第二義的な真理が、実際に指し示しているものである。」(同書 119 頁)と。そして、曰く、「“キリストより転嫁された義”という架空の教理が提供できるものは、むしろ、パウロによってこのタイトル[つまり、保持されているステータス]のもと、その条件に則って、契約的枠組のなかで提供されるものである。」(同書 205-206 頁)と。では、ライトは〈*転嫁された義*〉という教理を釈義によって否定したのだろうか？ 彼は宗教改革者とその後継者たちがこ